

静岡県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県公営企業管理者

企業局長 望月 誠

### 企業局管理規程第3号

静岡県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員の給与に関する規程（昭和42年事業部管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料表)</p> <p><b>第2条</b> 企業職員で常時勤務を要する<u>もの</u>及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める<u>もの</u>（以下「職員」という。）に適用する給料表は、別表第1に掲げる企業職給料表とする。ただし、水質検査に従事することを本務とする職員にあつては、職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第3号イに掲げる医療職給料表2とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p><b>第3条の3</b> 住居手当は、次に掲げる職員には支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に規定する<u>もの</u>のほか、管理者が別に定める職員</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 用地交渉等手当は、<u>事業課</u>、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員が現地において地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業</p>	<p>(給料表)</p> <p><b>第2条</b> 企業職員で常時勤務を要する<u>者</u>及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める<u>者</u>（以下「職員」という。）に適用する給料表は、別表第1に掲げる企業職給料表とする。ただし、水質検査に従事することを本務とする職員にあつては、職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第3号イに掲げる医療職給料表2とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p><b>第3条の3</b> 住居手当は、次に掲げる職員には支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に規定する<u>者</u>のほか、管理者が別に定める職員</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 用地交渉等手当は、<u>水道企画課</u>、<u>地域整備課</u>、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員が現地において地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補</p>

務に従事したときに、1日につき1,000円（その業務が深夜において行われた場合にあつては、1,500円）支給する。

6 (略)  
(期末手当)

**第6条** 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）前1か月以内に退職し、又は死亡した職員で、期末手当の支給を受ける職員は次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

ア (略)

イ 公庫、公団等の職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者のうち人事委員会の定めるものをいう。）

(退職手当)

**第7条の2** (略)

2・3 (略)

4 企業職員の給与条例第15条第12項の金額を支給するものとして同項に規定する管理者が指定するものは、次に掲げる者とする。

(1)～(6) (略)

**別表第2（第2条第2項関係）**

ア 企業職給料表(1)級別職務区分表

職務の級	職務
(略)	
6 6級	(1) 本庁の参事の職務 ア 本庁の課の参事、 技監又は新プロジェクト推進室長 イ・ウ (略)
	(2) (略)

償に係る交渉の業務に従事したときに、1日につき1,000円（その業務が深夜において行われた場合にあつては、1,500円）支給する。

6 (略)  
(期末手当)

**第6条** 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）前1か月以内に退職し、又は死亡した職員で、期末手当の支給を受ける職員は次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

ア (略)

イ 公庫、公団等の職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者のうち人事委員会の定める者をいう。）

(退職手当)

**第7条の2** (略)

2・3 (略)

4 企業職員の給与条例第15条第13項の金額を支給するものとして同項に規定する管理者が指定するものは、次に掲げる者とする。

(1)～(6) (略)

**別表第2（第2条第2項関係）**

ア 企業職給料表(1)級別職務区分表

職務の級	職務
(略)	
6 6級	(1) 本庁の参事の職務 ア 本庁の課の参事又は技監 イ・ウ (略)
	(2) (略)

(略)		
イ (略)		
別表第3 (第3条関係)		
組織の区分	職	区分
(略)		
本庁	課の参事 課の技監 <u>新プロジェクト推進室長</u>	(略)
(略)		

(略)		
イ (略)		
別表第3 (第3条関係)		
組織の区分	職	区分
(略)		
本庁	課の参事 課の技監	(略)
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。